消費者の窓

~第31号~

「消費者ホットライン」 局番なしの **左188** (土・日・祝)

(**23**22–3773)

•相談日時/

平日:午前8時半~午後5時



こんなトラブルに遭ってしまったら… ひとりで悩まず、 消費者センター (公188) に相談しましょう

音声ガイダンスが流れますが、どのように操作すればよいか分からない場合は、 そのままお待ちください。 最寄りの消費生活相談窓口などにつながります。



イメージキャラクター「イヤヤン」

事例1

相談急増 はがきによる架空請求



- ・「総合消費料金に関する訴訟最終告知」という はがきが届いた。 訴訟や差し押さえなどと書い てあるが、全く身に覚えがない。
- •「消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」 と書かれたはがきが届いた。電話をすると、弁 護士を紹介された。紹介先へ連絡した方がよ

懸賞で当たった日帰りバス旅行で

高額な商品を 購入してしまった



よく利用している通販サイトから「無料日帰りバス ツアーに当選した」というパンフレットが送られてき たので、友人と参加した。ツアー中、毛皮工場に 立ち寄り、会議室のような場所で80万円もする高額 な毛皮製品を勧められた。雰囲気に飲まれて購入 してしまったが、契約を解除したい。

テレビショッピングで 注文したら定期購入だった



健康食品を購入し商品が届いた。その後、頼ん でいないのに1カ月後も同じ商品が届いた。よく 確認すると「定期お届けコース」になっていた。 必要ないので解約したい。

事例 4

買い取られた貴金属も クーリング・オフできます



「不用品があれば何でも買い取る」と電話の後、 業者が訪問。不要な洋服を見せたが「貴金属は ないか」と言われた。 指輪を見せると、 業者は 「指輪と洋服を2万円で買い取る」と言い、 品物 と引き替えに現金を置いて帰ってしまった。 大切な 指輪なので返してほしい。